

子ども版防衛白書は、全国約 2400 の小学校に約 6100 冊が送付

憲法しんぶん 速報版
発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年9月11日(木)

NO. 1612号

本号3頁

臨時総裁選決定を前に、自民党総裁を辞任する意向を表明

石破首相は7日の日曜日に、辞任を表明しました。石破氏は「かねてより『地位に恋々とするものではない。やるべき事をなしたのちにしかるべきタイミングで決断する』と申し上げてきた。アメリカの関税措置に関する交渉に一つの区切りがついた今こそがしかるべきタイミングであると考え、後進に道を譲る決断をした」と述べ、アメリカの関税措置をめぐる対応に区切りがついたなどとして総理大臣を辞任する意向を表明しました。

この日曜日の辞任会見は、翌日8日行われるはずだった前倒し総裁選の意思確認があるため、その前に辞めざるを得なくなったということのようです。

前夜に面会に訪れた、菅義偉元首相や小泉進次郎農相らの説得を受けてようやく身を引いたと報じられています。参院選から50日近くに及んだ「石破降ろし」で党内の亀裂は顕在化。国民不在の党内抗争で政治空白を招いている政権与党の姿は、政治不信をさらに高める結果となりました。翌8日に予定されている自民党臨時総裁選の是非決定を前に、党の分裂を避けるために自ら身を引く決断をしたものです。参院選の大敗によって求心力を失った首相に対し、党内では総裁選実施を求める声が急速に拡大。石破首相は「しかるべき時にきちんと決断する」と繰り返しており、その言葉通り、辞任で党内混乱の收拾を図ったとみられます。

政権交代可能な二大政党制が見通せない荒涼とした風景

朝日新聞で東大名誉教授の御厨貴氏は「当初から弱体だった石破内閣ですが、7月の参院選後もピリッとしめない党内抗争の末、倒れました。しかし、今、目の前に広がっているのは、一つの内閣が崩壊しただけの景色ではありません。戦後日本政治が追いかけてきた二大政党制への夢がついえました。自民党と社会党による1955年体制以降、大きなエネルギーをつぎ込んだ90年代の政治改革は政権交代可能な二大政党制をめざしてきましたが、将来への展望も見通せない荒涼とした風景が広がっています」と指摘。そして、多党化が進んでいるが、多党化よりも、第一党の自民党と第2党の立憲民主党の劣化が大きな問題ではないでしょうか」と述べています。

また、石破政権について、工夫を重ねた政権運営をしたとして、連立を組みかえるのではなく、当初は国民民主党から、後半国会では予算案をめぐって日本維新の会からの協力を取り付けて乗り切っていました。新しい時代の政治秩序をつくり上げようとして、その途中に行き詰ったということになります、と述べています。

石破総理の辞任表明「知らない」とトランプ大統領

石破総理の辞任表明について海外の反応です。アメリカ トランプ大統領 「(Q. 石破総理が辞任を表明しましたが) 知らない」 アメリカのトランプ大統領は7日、石破総理が辞任を表明したことについて記者から問われ、「知らない」と答えました。トランプ氏には石破氏はそんな存在だったのでしょ

か。中国国営の新華社通信は、石破総理が辞任の意向を固めたとの日本の記事を引用し、速報しました。中国のSNSでは、石破総理の辞意のニュースが検索ランキングで1位となりました。

韓国のメディアでは、今後の日韓関係への影響を憂慮する報道が多く出ています。また、韓国政府関係者はANNの取材に対し、「次の政権では今よりも保守的な性格が強くなる可能性もあり、今後の行方を注意深く見守る必要がある」と述べました。

最低賃金改定 39 府県で目安上積み **全国で1000円上回る**

最低賃金改定の答申が 5 日、47 都道府県の地方最低賃金審議会では出そろいました。中央最低賃金審議会の示した目安から 47 都道府県のうち 8 割を超える 39 道府県で 1 ～18 円の上積みを実施し、加重平均で 3 円上昇しました。目安は A・B ランクで 63 円、C ランク 64 円増でした。70 円以上の引き上げは 18 県、80 円以上の引き上げは 3 県です。答申通りなら全国加重平均で現行額 1055 円から 66 円増の 1121 円となります。

全国で 1000 円を上回ります。最高額は東京 1226 円、最低額は高知、宮崎、沖縄の 1023 円。現在最低額 951 円の秋田は、目安の 64 円に 16 円上積み、1031 円となって最下位を脱出しますが、発効日が来年 3 月 31 日まで遅れます。

地域間格差は 212 円から 203 円に 9 円縮小しますが、最賃改定の発効遅延が相次いだため、半年間は 257 円に拡大します。

最低賃金法の規定では、最賃改定の発効日は原則、改定額が公示されて 30 日後とされており、従来は 10 月中旬に順次発効されますが、今回、過半数の 27 府県で 11 月以降に遅れます。6 県は来年まで遅延します。

全労連の地方組織などは異議申し立てを行い、労働者が求める「今すぐ全国一律 1500 円、めざせ 1700 円」には程遠く、政府目標の「2020 年代に全国加重平均 1500 円」にも間に合わず、発効日遅延も許容できないと訴えています。

女性差別撤廃条約の選択議定書 382 議会「批准早く」意見書

日本政府に女性差別撤廃条約の選択議定書の批准などを求める地方議会の意見書が累計で 382 議会に広がったことが 3 日までに、女性差別撤廃条約実現アクション（OP-CEDAW アクション）の調べでわかりました。この 1 年で 100 を超える議会が新たに可決しました。

今年 6 月に可決された各議会の意見書は、選択議定書未批准の日本が、男女間格差を示す「ジェンダーギャップ指数」で 148 カ国中 118 位と低い位置にあると指摘していることが特徴です。「選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩」（長崎市議会）「選択議定書を批准することで、女性差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することは急務」（広島県海田町議会）として、速やかな批准を強く求めています。

また各議会の意見書は、女性差別撤廃条約の締結国 189 カ国のうち選択議定書の批准国が 115 カ国にのぼると指摘。女性差別撤廃委員会が日本政府に対し、選択議定書の批准を繰り返し勧告しており、第 5 次男女共同参画基本計画が選択議定書の「早期締結について真剣な検討を進める」としていることをあげ、「男女平等を実現し、全ての人が尊重される社会を作るために（中略）選択議定書を批准するよう強く要望する」（神奈川県平塚市議会）としています。

昨年 10 月に行われた国連女性差別撤廃委員会の日本政府報告審議と総括所見の発表を前後して、選択議定書の批准を求める市民と、それに応える地方議会の動きが加速しました。

都道府県議会では意見書を可決したのは、可決順で高知、島根、宮城、徳島、富山、大阪、岩手、埼玉、三重、滋賀、長野、奈良、京都の 13 府県議会。宮城県議会は 2 度可決しました。大阪と徳島は府県議会を含む全議会で可決し、富山は残り 1 議会となりました。長野は県と 73 市町村議会が可決し、残り 4 議会となっています。

同選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を強化するために 1999 年、国連で採択されました。同条約で保障する権利が侵害されたときに、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることができる「個人通報制度」と「調査制度」からなっていますが、日本は条約のみを批准し、選択議定書は批准していません。

参政党の新日本憲法「構想案」を斬る 15

次に第二章の「国家」です。第四条が「国」、第五条が「国民」、第六条が「公共の利益」と定めたいです。今回は、その中の**第 5 条「国民」**の部分です。

(国民)

第五条 国民の要件は、父または母が日本人であり、日本語を母国語とし、日本を大切にすること⑪を有することを基準として、法律で定める。

2 国民は、子孫のために日本をまもる義務⑫を負う。

◆何よりも、「国民の要件」として「日本を大切にすること」と記載していますが、現憲法 19 条の思想良心・内心の自由に抵触しているのではないのでしょうか。

「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と日本国憲法第 19 条に規定されています。この条文は、個人が自分の思想や信念を自由に持ち、表現する権利を保障しています。具体的には、以下のような内容が含まれます。

○内心の自由：個人の内面的な思想や信念に対して、国家や他者が干渉することを禁じています。これは、個人が自由に考え、信じる権利を守るためのものです。○表現の自由：思想や信念を外部に表明する自由も含まれ、他者に対して強制的に思想を明らかにさせることは許されません。○人格の尊重：個人が自分らしく生きる権利を保障し、思想や信念に基づく行動を尊重します。

第 5 条に反すると判断されれば「非国民」にされてしまいます。

◆「日本を大切にすること」誰がどう判断？

国民の要件として「日本を大切にすること」が基準とされていますが、その「心」は、誰がどのように判断するのでしょうか。国が「心を有していない」と判断すれば、その者を国民ではない、「非国民」にされ、権利が保障されない可能性があります。

また、「日本」という言葉も実はあいまいです。たとえば、政府に反対の意見を持つ人は「日本を大切に」する心を有していないとされてしまうおそれがあります。

ついでに、「子孫のために日本をまもる義務」を定めていますが、これは「徴兵制」に配慮したもので、徴兵制を視野に入れているのではないのでしょうか。

「日本を大切にすること」はどうか量るのか⇒「宣誓してもらおう」と神谷氏

◆7 月 20 日 TBS ラジオで放送された『参院選 2025<物価高・少子化・分極化>〜この選択は何を変えるのか？少数与党に下される審判は』に、評論家、アナウンサー、ライター、エコノミスト、お笑い芸人、政治学者らが参加。参政党の神谷代表は番組後半に電話出演。各出演者から鋭い質問が次々と投げかけられました。そのなかで、「参政党の憲法構想案の”国民の要件”の中に、『日本を大切にすることを要する必要性』とあるんですが、これどのように量るのでしょうか？」との質問が出ました。

標記のように「第五条（国民）」国民の要件は、父または母が日本人であり、日本語を母国語とし、日本を大切にすることを基準として、法律で定める。なお、「この日本を大切にすることには、規範的要件だが、我が国に対する害意がないことをもって足りると解すべきである」という注釈もつけられています。しかし、内心の話であり、具体的に確かめる方法は記されていません。

これに、神谷代表は「これ、なかなか難しいですね。ですので、それはもう”宣誓してもらおう”ということくらいしかないとかなと思います」と回答したのです。これに、スタジオからは「宣誓……」と、絶句した様子で思わず復唱する声が複数あがりました。神谷代表は続けて「はい。外国でもですね、やっぱり帰化とかするときにその国に対してですね、反発心を持ってないかとかを量るのがあります」と例をあげ、「例えば、その国の歴史をどれだけ知っているかですね、あとはそういった敵対するような気持ちがないかとかっていうのはしっかりと聞いてですね、そういうことは『誓います』といった形で、ひと言頂いてからやってもらおうとかですね」と、宣誓の具体的な内容について説明しました。

その理由について「それはやっぱり”口で言うだけでいいじゃないか”って言いますが、やっぱりひと言もらっておくのともらっておかないのでは全然やっぱり違いますのでね」といい、「やはり”日本人として一緒に日本を支えていくぞ」という気持ちの表明はしてもらった方がいいんじゃないかな」と“宣誓”の必要性を訴えたのです。

さらに「これ例えばその、”そういう心を有していない”という風に認定された場合、日本生まれの日本国籍者であっても日本国籍を剥奪するというそういう可能性もあるのでしょうか？」と聞くと、神谷代表は「いや、それはないですね。それは論理の飛躍だと思いますよ」と笑いながら否定しました。

宣誓！

私は「日本人ファースト」反対です

